

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部水道技術 管理者の職務等に関する規程

平成19年2月1日

水道企業部管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第19条に規定する水道技術管理者の職務等に関し必要な事項を定める。

(任命)

第2条 水道技術管理者は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する資格を有する者の中から管理者が任命する。

(職務)

第3条 水道技術管理者は、次に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について、必要な技術的指導及び監督を行う。

- (1) 水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。
- (2) 法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査に関すること。
- (3) 法第20条第1項の規定による水質検査に関すること。
- (4) 法第21条第1項の規定による健康診断に関すること。
- (5) 法第22条の規定による衛生上の措置に関すること。
- (6) 法第23条第1項の規定による給水の緊急停止に関すること。
- (7) 法第37条前段の規定による給水停止に関すること。

2 水道技術管理者は、前項第6号及び第7号に規定する措置を講ずるときは、事前に管理者に報告しなければならない。

(水道技術管理補助者)

第4条 水道技術管理者の職務を補助し、その職務の円滑な処理を図るため、水道技術管理補助者を置くことができる。

2 水道技術管理補助者は、水道企業部長の同意を得て水道技術管理者が指名する者をもって充てる。

附 則

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。